

この書面は、繰上償還を予定していることをお知らせするためのものです。

(この書面の記載は目論見書としての情報ではございません。)

2025 年 9 月 23 日

ご投資家の皆様へ

東京海上アセットマネジメント株式会社

「東京海上・アジア中小型成長株ファンド」
信託終了（繰上償還）（予定）のお知らせ

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、「東京海上・アジア中小型成長株ファンド（以下、「当ファンド」といいます。）につきまして、以下のとおり、繰上償還を予定しておりますので、お知らせいたします。

購入のお申込みに際しましては、繰上償還の内容を十分にご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

当ファンドにつきましては、投資信託約款において、受益権の総口数が 10 億口を下回った場合には、書面決議の可決をもって、受託会社と合意のうえ、繰上償還させることができると規定しています。

当ファンドは 2009 年 11 月 26 日の設定以来、運用を行ってまいりましたが、純資産総額が著しく減少し、現在、受益権の総口数は 10 億口を下回っております。

当ファンドはアジア諸国・地域への分散投資を行っておりますが、ファンド運用において純資産総額の大小にかかわらず売買執行時においても 1 取引あたりの金額に拠らず固定費用（証券の保管にかかる費用や銀行手数料等）が発生します。そのため、純資産総額が継続的に減少する中、今後更なる残高減少があった場合に、1 取引あたりの金額が小さくなる一方、これらの固定的なコストの負担率が上昇し、総経費率を押し上げパフォーマンスへの悪影響を及ぼすことが懸念されます。

また、当ファンドは、アジア諸国・地域の中小型株式に分散投資を行っており、現在 80 銘柄程度に投資を行っております。純資産総額の減少に伴い、1 銘柄あたりの保有金額も少なくなっており、各銘柄の最低取引単位や取引コストを考慮すると当社が想定する組入比率でのポートフォリオ構築にも支障をきたす可能性がございます。

今後も当ファンドの純資産総額の大幅な増加は見込み難しく、商品性の維持が困難な状況になることが懸念されております。適切な商品提供を行うための取組みを強化する中で、商品品質の観点で適切性を検証し、繰上償還を行うことが受益者の皆様にとって有利であると判断いたしました。

繰上償還にあたりましては、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき、当ファンドの2025年9月25日現在の受益者の皆様*を対象に、2025年12月23日付で繰上償還することについての書面決議を2025年10月29日に行います。

当ファンドにおいて賛成する受益者の方の受益権の合計口数が、2025年9月25日現在の当ファンドの受益権の総口数の3分の2以上となった場合、議案が可決されます。可決された場合、当ファンドは2025年12月23日をもって繰上償還いたします。

*2025年9月22日(月)までに購入申込みの受付を完了された方が対象となります。

当ファンドの書面決議の結果は、書面決議終了後、速やかに弊社ホームページ(<https://www.tokiomarineam.co.jp/>)等にてお知らせいたします。

【ご留意事項】

書面決議の結果、否決された場合はファンドの運用を継続することになります。

当ファンドのアジアの中小型株式等の運用と企業調査は、「東京海上アセットマネジメント・インターナショナル」(以下、「シンガポール拠点」といいます。)が行っております。

2025年12月31日より、シンガポール拠点が担うアジア株運用業務を東京本社へ移管いたします。

そのため、2025年12月31日以降の当ファンドのアジアの中小型株式等の運用と企業調査は、東京本社のグローバル株式運用グループが行います。なお、シンガポール拠点は、引き続き、アジア地域のミクロ・マクロ経済調査やクオンツを活用した投資サポートを東京本社に提供する形で運用に関与いたします。

【繰上償還にかかる書面決議の日程】

受益者の確定日	2025年9月25日(木)
書面決議にかかる議決権行使期限	2025年10月27日(月)まで
書面決議の日	2025年10月29日(水)
繰上償還日(予定)	2025年12月23日(火)

投資信託の運用につきましては、今後とも投資家の皆様のご期待に添えますよう努力してまいる所存でございますので、より一層のご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

敬具



TOKIO MARINE
ASSET MGT

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日: 2025年7月19日

東京海上・アジア中小型成長株ファンド

追加型投信/海外/株式



❗ ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行います。

東京海上アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第361号

照会先

ホームページ

<https://www.tokiomarineam.co.jp/>

サービスデスク

0120-712-016 受付時間: 営業日の9時~17時

受託会社 ファンドの財産の保管・管理を行います。

三菱UFJ信託銀行株式会社

みんなの文字®

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算 頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式(一般)))	年2回	アジア	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) をご参照ください。

- この目論見書により行う「東京海上・アジア中小型成長株ファンド」の受益権の募集について、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年7月18日に関東財務局長に提出しており、2025年7月19日にその効力が生じています。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法に基づき受託会社の固有財産と分別管理されています。
- 請求目論見書は、投資者のご請求により販売会社から交付されます。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

【委託会社の情報】 2025年4月末現在

委託会社名	東京海上アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1985年12月9日
資本金	20億円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	2兆6,981億円



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。

ファンドの特色

1

アジアの中小型株式等に投資します。

- 日本を除くアジア諸国・地域の取引所に上場されている株式（これらに準じるものを含みます。）等に投資を行います。

※主要投資対象国・地域は、中国、香港、台湾、韓国、シンガポール、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム、インドです。

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等

2

株式等の実質的な運用と企業調査は、アジアを拠点とする「東京海上アセットマネジメント・インターナショナル（シンガポール）」が行います。

東京海上アセットマネジメント・インターナショナル（シンガポール）

- 1997年、東京海上アセットマネジメントの100%出資によりシンガポールに設立。
- 東京海上アセットマネジメントのグローバル株式運用におけるアジア地域を担当。
- 運用経験豊富、かつ現地経済事情に精通したアナリストが、現地企業の訪問等により、徹底した企業調査を行います。

3

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

運用プロセス

国別配分の検討

- マクロ経済動向の分析
- 投資政策委員会を中心に検討



銘柄選択

- アナリスト（カントリーアナリスト、セクターアナリスト）による調査・分析
- 良好な利益成長が見込めると考えるセクターの特定
- 利益成長性に注目した個別銘柄のボトムアップ・リサーチ
- 自社開発モデルによるスクリーニング



ポートフォリオの構築

- アナリスト（カントリーアナリスト、セクターアナリスト）による銘柄推奨
- ポートフォリオマネジャーが自らの投資アイデアを加味して、ポートフォリオを構築



リスク特性の分析・把握

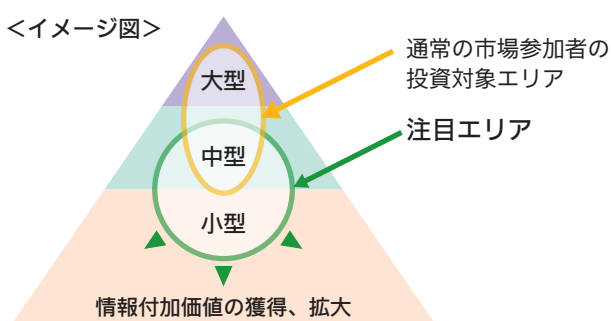
- ポートフォリオマネジャーによる分析とコントロール
- 東京海上アセットマネジメントによる分析

フィードバック

● 銘柄選択の視点

- ポートフォリオマネジャーおよびアナリスト（カントリーアナリスト、セクターアナリスト）が直接企業調査・銘柄選択を実施
- 通常の市場参加者から注目度の低い銘柄に着目、現地企業のトップマネジメントに対する直接リサーチを徹底することにより高付加価値情報を収集
- ボトムアップによる個別企業の成長性分析においては、「長期成長ストーリー」「安定的利益成長」「短期業績の透明性」の3点を中心とする選別を実施

<イメージ図>



次ページへ続く

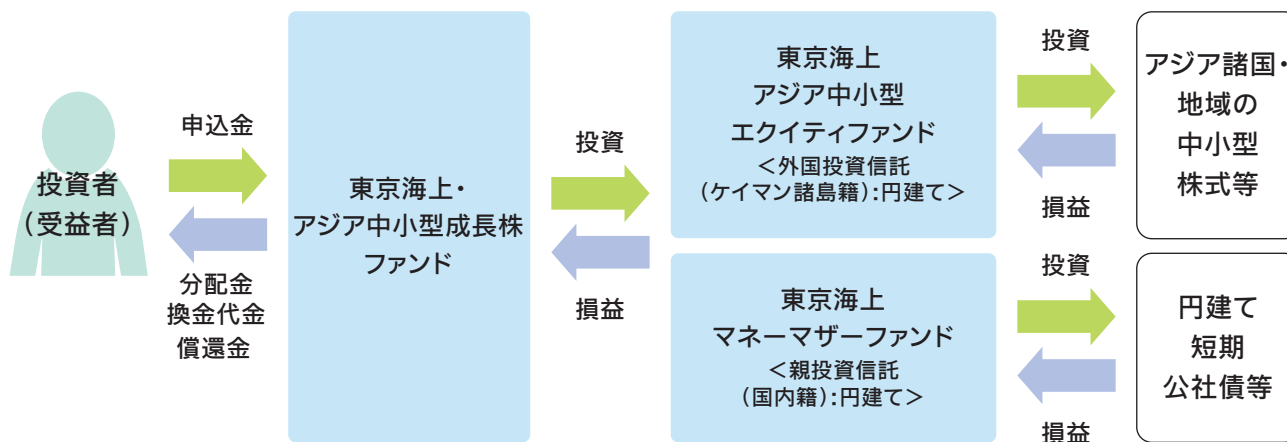
資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み

- ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。



※「ファンド・オブ・ファンズ方式」とは、複数の投資信託証券への投資を通じて、実質的な投資対象へ投資を行う方式です。

主な投資制限

株 式	株式への直接投資は行いません。
外 貨 建 資 産	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

分配方針

◎年2回決算を行います。

- 4月および10月の各20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として次の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の、繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないことがあります。

《イメージ図》

決 算	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
分 配				👛						👛		

❗上図はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について、示唆・保証するものではありません。実際の分配金額は運用実績に応じて決定されます。

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

外国投資信託およびマザーファンドの概要

東京海上アジア中小型エクイティファンド

正式名称:TMA Asian Small to Mid Cap Equity Fund

形態	ケイマン諸島籍契約型外国投資信託／円建て								
運用方針	日本を除くアジア諸国・地域の中小型株式等への投資により、信託財産の中長期的な成長をめざします。								
主な投資制限	・同一企業が発行する株式への投資は、ファンド純資産総額の10%を超えないものとします。 ・投資信託証券への投資は、ファンド純資産総額の5%を超えないものとします。								
収益分配	収益等を勘案し、分配を行うことがあります。								
運用開始日	2006年12月8日								
信託期間	2156年11月29日まで								
決算日	原則として毎年9月20日								
信託報酬等	ファンドの純資産総額に対し年率0.65%を乗じて得た額が投資顧問会社および副投資顧問会社への報酬の合計額としてファンドから支払われます。この他、ファンドは株式等の売買委託手数料等の取引に要する費用、組入有価証券の保管に要する費用（保管銀行に対する報酬は含まれません。）、信託財産に関する租税等を負担します。 受託会社、保管銀行ならびに事務代行会社に対する報酬、監査報酬、法的費用等は投資顧問会社が支払うものとします。								
関係法人	<table><tr><td>受託会社</td><td>: Global Funds Trust Company</td></tr><tr><td>保管銀行、事務代行会社</td><td>: Nomura Bank (Luxembourg) S.A.</td></tr><tr><td>投資顧問会社</td><td>: 東京海上アセットマネジメント株式会社</td></tr><tr><td>副投資顧問会社</td><td>: Tokio Marine Asset Management International Pte. Ltd.</td></tr></table>	受託会社	: Global Funds Trust Company	保管銀行、事務代行会社	: Nomura Bank (Luxembourg) S.A.	投資顧問会社	: 東京海上アセットマネジメント株式会社	副投資顧問会社	: Tokio Marine Asset Management International Pte. Ltd.
受託会社	: Global Funds Trust Company								
保管銀行、事務代行会社	: Nomura Bank (Luxembourg) S.A.								
投資顧問会社	: 東京海上アセットマネジメント株式会社								
副投資顧問会社	: Tokio Marine Asset Management International Pte. Ltd.								
ベンチマーク	なし								

次ページへ続く

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

東京海上マネーマザーファンド

形態	親投資信託
運用方針	内外の公社債およびコマーシャル・ペーパーを中心に投資し、安定した収益の確保をはかります。
主な投資制限	・株式への投資は、行いません。 ・外貨建資産への投資は、円貨で約定し円貨で決済するもの（為替リスクの生じないもの）に限ります。
収益分配	無分配
信託設定日	2008年3月28日
信託期間	無期限
決算日	原則として毎年8月15日
信託報酬等	信託報酬はかかりません。有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等が信託財産から支払われます。
委託会社	東京海上アセットマネジメント株式会社
受託銀行	三菱UFJ信託銀行株式会社
ベンチマーク	なし

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。



投資リスク

基準価額の変動要因

- 投資する有価証券等の値動きにより基準価額は変動します。したがって、投資元本は保証されているものではなく、投資元本を割り込むことがあります。
- 運用による損益は、全て投資者に帰属します。
- 投資信託は預貯金や保険と異なります。
- ファンドへの投資には主に以下のリスクが想定されます。

価 格 変 動 リ ス ク	株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績・財務状況、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。
為 替 変 動 リ ス ク	外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動の他、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国・地域の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向にすすんだ場合には、基準価額が下落する要因となります。
カ ン ト リ ー リ ス ク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想以上に下落したり、投資方針に沿った運用が困難となることがあります。 また、投資対象国・地域には新興国が含まれています。新興国を取巻く社会的・経済的環境は不透明な場合もあり、金融危機、デフォルト（債務不履行）、重大な政策変更や様々な規制の新たな導入等による投資環境の変化が、先進国への投資に比べてより大きなリスク要因となることがあります。さらに、新興国においては市場規模が小さく流動性が低い場合があり、そのため証券価格の変動が大きくなることがあります。
信 用 リ ス ク	一般に、公社債や短期金融商品等の発行体にデフォルトが生じた場合、またはデフォルトが予想される場合には、当該公社債等の価格は大幅に下落することになります。したがって、組入公社債等にデフォルトが生じた場合、またデフォルトが予想される場合には、基準価額が下落する要因となります。
流 動 性 リ ス ク	受益者から解約申込があった場合、組入資産を売却することで解約資金の手当てを行うことがあります。その際、組入資産の市場における流動性が低いときには直前の市場価格よりも大幅に安い価格で売却せざるを得ないことがあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

❗ 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。



投資リスク

その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ファンドは、大量の解約申込が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額が下落する可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等による売買等が発生した場合等には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全額が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

リスクの管理体制

- 委託会社のリスク管理体制は、担当運用部が自主管理を行うと同時に、担当運用部とは独立した部門において厳格に実施される体制としています。法令等の遵守状況についてはコンプライアンス部門が、運用リスクの各項目および運用ガイドラインの遵守状況については運用リスク管理部門が、それぞれ適切な運用が行われるよう監視し、担当運用部へのフィードバックおよび所管の委員会への報告・審議を行っています。
- 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。
- 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。



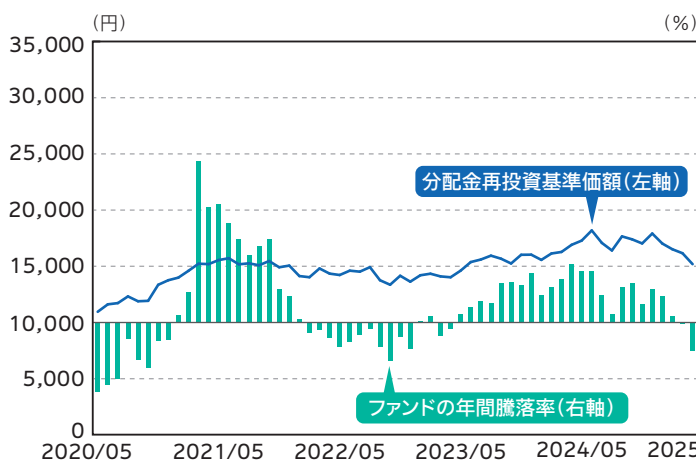
投資リスク

参考情報

2020年5月～2025年4月

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移

過去5年間の各月末における分配金再投資基準価額と直近1年間の騰落率を表示したものです。

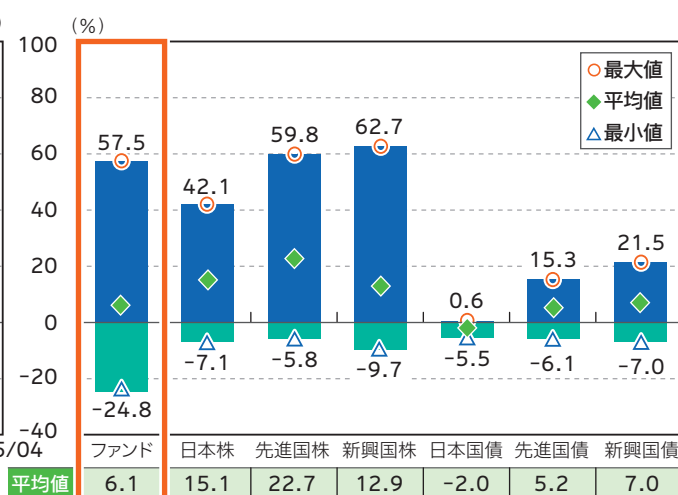


※分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資したものと
して計算した基準価額であり、実際の基準価額とは異なる場
合があります。

※年間騰落率は、税引前分配金を再投資したものととして計算して
いるため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率と
は異なる場合があります。

ファンドと代表的な資産クラスとの 騰落率の比較

ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように
作成したものです。過去5年間の各月末における直近1年間
の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。



※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは分配金再投資基準価額の年間騰落率です。税引前
分配金を再投資したものととして計算しているため、実際の基準
価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

代表的な資産クラスと指数名

日本株	TOPIX (東証株価指数) (配当込み)
先進国株	MSCIコクサイ指数 (配当込み、円ベース)
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
日本国債	NOMURA-BPI (国債)
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

指数について

●TOPIXの指数値およびTOPIXにかかる標準または商標は、株式会社J P X総研または株式会社J P X総研の関連会社 (以下、J P Xといいます。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用等TOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXにかかる標準または商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。ファンドは、J P Xにより提供、保証または販売されるものではなく、ファンドの設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJ P Xは責任を負いません。 ●MSCIコクサイ指数の著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。 ●MSCIエマージング・マーケット・インデックスの著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI社に帰属します。また、MSCI社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。MSCI社の許諾なしにインデックスの一部または全部を複製、頒布、使用等することは禁じられています。MSCI社はファンドとは関係なく、ファンドから生じるいかなる責任も負いません。 ●NOMURA-BPI (国債) に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。 ●FTSE世界国債インデックスは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。 ●JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースとしています。

上記は過去の実績であり、将来の動向等を示唆・保証するものではありません。



運用実績

基準日: 2025年4月30日

基準価額・純資産の推移



※基準価額は信託報酬控除後のものです。後述の信託報酬に関する記載をご覧ください。
※基準価額は1万口当たりで表示しています。 ※設定日は2009年11月26日です。

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

決算期	決算日	分配金
第27期	2023/04/20	0円
第28期	2023/10/20	0円
第29期	2024/04/22	0円
第30期	2024/10/21	0円
第31期	2025/04/21	0円
設定来累計		7,450円

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。分配対象額が少額の場合等には、分配を行わないことがあります。

主要な資産の状況

資産構成

資産	比率
東京海上アジア中小型エクイティファンド	95.3%
東京海上マネーマザーファンド	0.1%
短期金融資産等	4.6%
合計	100.0%

※比率は純資産総額に占める割合です。

※短期金融資産等は、組入有価証券以外のものです。追加設定の影響等により、マイナスになる場合があります。

次ページへ続く

- ・最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。



運用実績

基準日：2025年4月30日

東京海上アジア中小型エクイティファンドの資産状況

※基準価額算定の基準で記載しています。

※比率は純資産総額に占める割合です。

※業種はGICS（世界産業分類基準）産業グループ分類です。

資産構成

資産	比率
株式（＊）	95.2%
短期金融資産等	4.8%
合計	100.0%

※（＊）は株式と同等の資産を含む場合があります。

※短期金融資産等は、組入価証券以外のものです。

国・地域別構成

	国・地域	比率
1	インド	23.9%
2	台湾	22.0%
3	中国（香港）	16.0%
4	韓国	13.7%
5	マレーシア	4.5%
6	インドネシア	4.0%
7	シンガポール	3.7%
8	フィリピン	3.3%
9	タイ	2.7%
10	ベトナム	1.4%

組入上位5業種

	業種	比率
1	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	14.5%
2	資本財	13.1%
3	自動車・自動車部品	8.9%
4	消費者サービス	8.2%
5	半導体・半導体製造装置	7.5%

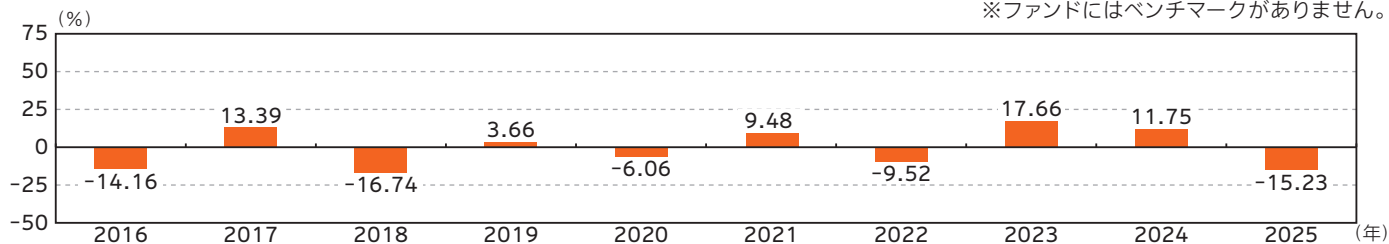
組入上位10銘柄

組入銘柄数：75銘柄

	銘柄	国・地域	業種	比率
1	SUNNY OPTICAL TECH	中国（香港）	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.8%
2	E INK HOLDINGS INC	台湾	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.6%
3	SM INVESTMENTS CORP	フィリピン	資本財	2.5%
4	SHRIRAM FINANCE LTD	インド	金融サービス	2.2%
5	CHROMA ATE INC	台湾	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	2.2%
6	MEDPLUS HEALTH SERVICES LTD	インド	生活必需品流通・小売り	1.8%
7	MOSHI MOSHI RETAIL CORP-NVDR	タイ	一般消費財・サービス流通・小売り	1.7%
8	MAHINDRA & MAHINDRA LTD	インド	自動車・自動車部品	1.7%
9	ACCTON TECHNOLOGY CORP	台湾	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.7%
10	BOSIDENG INTL HLDGS LTD	中国（香港）	耐久消費財・アパレル	1.7%

年間収益率の推移

※ファンドにはベンチマークがありません。



※ファンドの収益率は、税引前分配金を再投資したものとして計算しています。

※当年は昨年末と基準日の騰落率です。

- ・最新の運用実績は、委託会社のホームページでご確認いただけます。
- ・ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。



手続・手数料等

お申込みメモ

 購入時	購入単位	販売会社が定める単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
	購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
 換金時	換金単位	販売会社が定める単位。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して、7営業日目からお支払いします。
 申込みに ついて	申込締切時間	原則として午後3時30分までに、販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。なお、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
	購入の 申込期間	2025年7月19日から2026年1月20日まで ※申込期間は、上記期間満了前に委託会社が有価証券届出書を提出することにより更新されます。
	換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金には制限を設ける場合があります。
	購入・換金 申込受付の中止 および取消し	取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。
	購入・換金 申込不可日	以下に該当する日には、購入・換金のお申込みができません。 ・シンガポール取引所の休業日 ・ルクセンブルグの銀行の休業日 ・12月24日（ルクセンブルグの銀行の半休日）

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等

次ページへ続く



手続・手数料等

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等



その他

信託期間	2029年10月19日まで（2009年11月26日設定）
繰上償還	以下に該当する場合等には、繰上償還することがあります。 ・受益権の総口数が10億口を下回ることとなったとき ・ファンドを償還することが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	4月および10月の各20日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	年2回の決算時に収益分配方針に基づき、収益分配を行います。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	1,000億円
公告	原則として電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ (https://www.tokiomarineam.co.jp/) に掲載します。
運用報告書	決算時および償還時に、交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は、税法上、一定の条件を満たした場合に少額投資非課税制度「NISA」の適用対象となります。 ファンドは、「NISA」の対象ではありません。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2025年4月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

次ページへ続く



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

● 投資者が直接的に負担する費用

購入時・換金時

購入価額に対して以下の範囲内で販売会社が定める率をかけた額とします。

料率	役務の内容
<u>上限</u> <u>3.3% (税抜3%)</u>	商品の説明、購入に関する事務コスト等の対価として、購入時にご負担いただくものです。

※詳しくは販売会社にお問い合わせください。
※分配金再投資コースにおいて収益分配金を再投資する場合、手数料はありません。

信託財産留保額 換金申込受付日の翌営業日の基準価額の0.3%

● 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

保有時

ファンドの純資産総額に信託報酬率をかけた額とします。信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。

	信託報酬率	支払先	配分（税抜）
ファンド	年率1.2375% （税抜1.125%）	委託会社	年率0.35%
		販売会社	年率0.75%
		受託会社	年率0.025%
投資対象とする 外国投資信託の信託報酬率	年率0.65%		
運用管理費用 （信託報酬）	実質的な負担※	<u>年率1.8875%程度（税込）</u>	

※ファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬を加味して、投資者の皆様が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。

支払先	役務の内容
委託会社	委託した資金の運用、基準価額の計算、目論見書作成等の対価
販売会社	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等

次ページへ続く



手続・手数料等

その他の費用・手数料

以下の費用・手数料等がファンドから支払われます。

- ・監査法人に支払うファンドの監査にかかる費用
ファンドの純資産総額に年率0.011%（税込）をかけた額（上限年66万円）を日々計上し、毎計算期末または信託終了の時にファンドから支払われます。
- ・組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・資産を外国で保管する場合にかかる費用
- ・信託事務等にかかる諸費用
- ・投資対象とする外国投資信託における諸費用等

※監査にかかる費用を除く上記の費用・手数料等は、取引等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

※「ファンドの費用」に記載する手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時

所得税、復興特別所得税 および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
-----------------------	-------------------------------

換金（解約）・償還時

所得税、復興特別所得税 および地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%
-----------------------	---

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記とは異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は、2025年4月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容等が変更される場合があります。

※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間（以下「当期間」といいます。）（2024年10月22日～2025年4月21日）におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率（①+②）	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
3.63%	1.24%	2.39%

（比率は年率、表示桁数未満を四捨五入）

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を当期間の平均受益権口数に当期間の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値です。

※その他費用には、投資先ファンドにかかる費用が含まれています。

※投資先ファンドの費用について、計上された期間が異なる場合があります。

※入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、当期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。